

第1回講習会(サーベイメーター校正)の開催 学術

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（RI 規制法施行規則）では、第20条第1項第5号、第2項第4号、第3項第4号において、放射線測定器について「点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行うこと」と規定されています。これは、測定の信頼性を確保するために、定期的な点検および校正が必要であることを示したものです。

「点検と校正を適切に組み合わせる」とされていることから、必ずしも毎年両方を実施する必要はありませんが、計画的にこれらを組み合わせて実施することが求められます。なお、測定の信頼性確保の観点から、多くの事業者では年1回以上の点検または校正の実施が推奨されています。

高知県診療放射線技師会では、サーベイメーターの校正を実際に行いながら、その原理や取扱いについての理解を深めることを目的とした講習会を開催いたします。

日 時：令和8年8月1日（土） 15:00～

場 所：総合あんしんセンター（高知市丸の内1丁目7番45号）
高知県診療放射線技師会事務所会議室（2階）

校正費用：15,000円/台（税別）（会員以外） 25,000円/台（税別）

電離箱サーベイメーターとシンチレーションサーベイメータは、現場で校正可能です。GMサーベイメーターは、 $\mu\text{Sv/hr}$ を測定するタイプのもの（検出器が小口径）は、現場では校正不可能です。測定器のメーカーによっては、使用方法がわからないなどの理由により、うまく校正が実施できない場合もあります。業者さんに持って帰ってもらい、校正できる場合もあります（校正費用は別途かかる場合があります）。

※校正希望の方は、台数把握のために、お手数ですが、もみのき病院の前田までご連絡ください。

お問合せ先：もみのき病院 前田知則
Email：tomomaeda2002@yahoo.co.jp